

お 知 ら せ

2025年3月14日
東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機における使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る 原子炉設置変更許可申請の補正（3回目）について

当社は、本日、女川原子力発電所2号機の「使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請^{※1}」に関する補正書を、原子力規制委員会へ提出いたしました。

今回の補正は、これまでの原子力規制委員会の審査を踏まえ、申請書の記載内容の適正化^{※2}を図ったものです。

当社といたしましては、今後の原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに、地域の皆さまからご理解をいただけるよう、分かりやすく丁寧な情報発信に努めてまいります。

以 上

※1 使用済燃料乾式貯蔵施設とは、「使用済燃料乾式貯蔵建屋」と「使用済燃料乾式貯蔵容器」で構成され、女川原子力発電所2号機の使用済燃料プールで十分に冷却された使用済燃料を、堅牢な金属製の乾式貯蔵容器に収納し、乾式貯蔵建屋で空気の自然対流により冷却する施設。

「使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可申請」については、2024年2月28日に原子力規制委員会へ申請した後、2025年2月7日、3月7日に同申請に関する補正書を提出している。

（2024年2月28日、2025年2月7日、3月7日お知らせ済み）

※2 申請書の記載内容の一部を、より適切な表現となるよう修正したものであり、乾式貯蔵施設的设计内容の変更を伴うものではない。